

平成19年に「二子玉川東地区の再開発事業に税金を使うな」と、世田谷区長を相手に起こした住民訴訟の判決が平成22年5月25日にあったが、その内容は裁判長のレトリック(巧妙な言い回し)の繰り返しに終始した。

## 思わず笑えた判決の非常識

### ●公金支出差止め訴訟の被告は担当課長に？

「(公金の)支出命令の権限は区長から所管の課長に委任されているから、世田谷区長に対して支出命令の差し止めを求める部分は、被告とするべき者を誤った不適法として却下(門前払い)」

このような法律家の非常識を大真面目に展開する判決には失笑も。

区長相手でなく、一担当課長が訴えられるなどということになったのでは、これから先、課長のなり手がなくなってしまうのでは？

### ●結論は持ってまわったレトリック(巧妙な言い回し)で棄却

裁判所の扉をこじ開けた多数の原告や専門家の証言に対し、裁判所は細かく事実を拾って問題があると認めざるをえなかったにもかかわらず、「社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くものとまでは言えないと解すべきである」などと持ってまわった言い方で、棄却(審理の上、訴えの理由がないとして認めない)の結論。

## 国民の間に広がる「公共性のない事業に税金を使うな」の声

世界的にも突出した財政難のもと、税金や社会保険・医療費負担の増額など、暮らしの厳しさが広がっている時代、「公共性のない再開発に税金を使うな」と声を上げた運動に確信を持ち、これからも行政にも働きかけ続けます。

## いっそう厳しく行政への働きかけを

まだ具体的な事業内容が決まっていない区画(IIa街区)の事業認可を進めようとしている東京都に対して、140人の市民と専門家が意見陳述を行い、計画の変更を求めてきました。行政は、より市民生活に即した判断をし、東急の事業計画に「修正を命じる」べきです。

二子玉川再開発で税金の無駄遣いを不問の不当判決  
不当判決に対し、控訴しました！  
(6月4日)

ステッカー希望、  
入会申込み等ある場合は、  
ホームページかFAXで  
間合わせ願います。



1枚100円で配布中です。